

指定校変更及び区域外就学許可基準

令和2年10月1日

(共通条件)

- ・保護者が就学希望校及び本来指定校の学校長の了解を得ており、通学上の安全指導を受けること
- ・通学時間が片道おおむね1時間以内で、通学が可能であると認められる範囲であること
- ・保護者が通学について責任を持って対応することとし、通学上の安全確保ができること
- ・市外転出の場合は、住民登録を有する市町村の教育委員会と区域外就学の協議が整うこと

必要書類 指定校変更・区域外就学申立書

対象区分		許可期間	
		転居日または転出日	許可期間
1	校区外へ市内転居または市外転出するが引き続き現在の学校への就学を希望するとき	小学校1年～4年 中学校1年	1学期の始業式以降 8月24日まで
			8月25日以降 3月31日まで
2	小学校4年・中学校1年の3学期終業式以降に校区外へ市内転居または市外転出するが引き続き現在の学校への就学を希望するとき	小学校5年～6年 中学校2年～3年	卒業まで
3	校区外からの市内転居または転入予定の児童及び生徒が新しい居住地の学校への就学を希望するとき ・入居の確認ができる書類 (請負契約書、賃貸契約書など) ・お子さんの生年月日などを確認できるもの(転入予定者のみ)	小学校1年～5年 中学校1年～2年	許可期間 概ね6か月以内
		最終学年 (小学校6年・中学校3年)	4月1日から卒業式まで
4	家の建て替えのため、一時的に校区外へ転居または市外へ転出するが引き続き、現在の学校へ就学を希望するとき ・入居の時期が確認できる書類 (請負契約書、賃貸契約書など) ・仮住まい先を確認できるもの	全学年(新1年生も含む)	自宅退去日から入居予定日まで(概ね1年以内)

※特に教育的配慮が必要と認められる場合(いじめや身体的な理由など)については、相当期間許可できる場合がありますので、在学している学校の学校長または茨木市教育委員会学務課学事係までご相談ください。